

# ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第55号 発行日：令和2年11月24日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

## 被告ら申請の濱田陸三医師の反対尋問に成功！

10月30日、熊本訴訟において、被告らが、「臨床神経学（脳神経内科学）の専門家」として尋問を申請した、濱田陸三医師（公益財団法人 慈愛会 今村総合病院）の尋問が行われました。

門前集会では、森正直原告団長が、尋問に向けての決意を語り、「最後までともに頑張りましょう。」と連帯を強めるよう挨拶しました。寺内大介熊本弁護団事務局長は、「原告ら側で証言してくださった高岡滋医師と津田敏秀医師は、『不知火海で魚を毎日食べて、手足に感覚障害がある人は水俣病と診断している』と専門家の立場から話してもらった。今日から国側が申請した専門家証人。この尋問で国側の主張に根拠がないと明らかにしたい。みんなの力で頑張りましょう。」と発言しました。

実際の尋問では、濱田医師は、確かに、昭和年代の一定時期に、医師として水俣病の研究に携わったり、公健法で認定されるほどの重度の水俣病患者を診察や診断したことはあるものの、平成に入ってはほとんど研究をしていないことが明らかになりました。

さらに、濱田医師は、水俣病と診断するための具体的な診断基準を持たないまま、「原告らの共通診断書の診察項目では水俣病と診断できない」という意見を

述べていたことが明らかとなり、なぜ共通診断書では水俣病の診断ができないのかを具体的に説明できませんでした。加えて、濱田医師が「共通診断書の診察項目では水俣病と診断できない」と述べる最大の根拠となっていた、感覚障害を診断するための「神経学的検査チャート」について、当初、被告らの主尋問には「検査チャートのすべての診察項目を検査しないと水俣病かどうかを診断することはできない」と述べていましたが、反対尋問では、濱田医師自身も、勤務先病院で使用しておらず、日常診療ではその診察項目が省略されることの方が多いいことを認めました。そのことから、「神経学的検査チャート」に記載されたすべての項目の検査を行われなくても正しく疾患を診断できることを明らかにすることに成功しました。



【報告集会で、原告・支援者らに期日の報告をする  
園田昭人弁護団長】

# 近畿訴訟でも被告ら申請証人の反対尋問に成功！

10月9日、近畿訴訟第24回期日がありました。今回は、被告側の証人である松浦英治医師（鹿児島大学大学院脳神経内科・老年病学准教授）に対する主尋問、反対尋問が行われました。

被告側は「同証人は、神経内科学を専門とし、診療、研究、教育に従事してきた者である。同証人により、水俣病の病像、器質性疾患と非器質性疾患の鑑別及び神経学的診察の在り方などを立証する」としていました。しかし、原告ら弁護団は、中島宏治弁護士、福本富男弁護士、片山直弥弁護士が「水俣病の診断



【松浦医師尋問期日の後に、報告集会での団結ガンパローの様子】

基準や病像をどう理解しているのか」「自身が意見書を書くにあたって、どれほど原告の共通診断書を検討したのか」などについて鋭く反対尋問をしたことで、松浦医師は、水俣病について専門的に研究したことはなく、水俣病患者もほとんど診たことはないことが明らかになりました。

## 【今後の予定】

- 12月 4日 熊本訴訟中村好一医師 証人尋問
- 12月16日 近畿訴訟津田敏秀医師 証人尋問
- 1月29日 東京訴訟（民事10部）更新弁論
- 2月10日 近畿訴訟中村好一医師 証人尋問
- 3月10日 近畿訴訟上野真也教授 証人尋問

## \*とある弁護団員のヒトリゴト\*

今年は、年明けから新型コロナウイルス感染症の全世界的な広まりを受け、私たちの裁判も、裁判期日取り消されるなどの影響を受けました。原告の皆さんたちとも会えない日々が続きました。皆さんも、感染症対策を徹底していただくと共に、私たちの裁判に対する団結を、今一度互いに確認しあいたいと思っています。（熊本弁護団・藤井祥子）

すべての水俣病被害者救済に向けて

**ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。**

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

（連絡先） ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目16-1

マルダイビル1階 たんぽぽ法律事務所内（担当 広瀬）

電話 096-247-6185 FAX 096-247-6186

HP <http://www.no-more-minamata.jp/>



ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索